

住みよいきれいなまちを、みんなで作っていきましょう！



公共下水道供用開始区域にお住まいの方は、

すみやかに 下水道への接続を！

多くの資金を投入して公共下水道が整備されても、今までどおり、生活排水が側溝などを流れていたり、トイレの改修が進まなかったりすると生活環境は良くなりません。

特に、台所や洗たくなどの汚水は、家の周りに汚れた水が溜まるとともに、河川や湖を汚す大きな原因となってしまいます。

そのため、供用開始区域になると、**宅内排水設備のすみやかな設置と、3年以内の水洗トイレへの改造**が下水道法により義務化されています。

快適でさわやかな暮らしの実現と、住みよいきれいな町づくりのため、すみやかに下水道へ接続いただきますよう地域ぐるみでご協力をお願いいたします。

◆公共下水道供用開始区域 (6月1日時点)

村井1～4区・**小井口**・寺尻・木津・日田・大窪1～5区・河原・松尾2・3区・上野田・いせの・大谷・中道・蓮花寺・野出・西大路1～3区・仁本木・音羽・北畑・三十坪下・三十坪上・内池西・内池東・猫田・十禅師・里口・山本・小御門・小谷・石原・増田・**豊田1～3区の一部**・**中山東の一部**・湖南サンライズの一部

太字：新しく供用が開始される区域



公共下水道 供用開始のお知らせ

小井口、豊田・中山(一部)で
供用を開始します

日野町の公共下水道事業は、平成7年度に内池・里口・上野田で供用が開始されて以降、日野地区・西大路地区・必佐地区・西桜谷地区で順次整備を進めてまいりました。

そして、新たに小井口、豊田・中山の一部で公共下水道整備が完了し、6月1日よりご利用いただけることとなりました。

最近、「役場から依頼されてきた」「役場の方から来た」と偽り、下水道排水設備の点検・清掃を受注する業者があります。町が業者にこのような依頼をすることはありません。なかには、悪徳業者の場合も考えられますのでご注意ください。

◆問い合わせ先

上下水道課 下水道担当

☎ 026579 有線 08962